

# 資 料 編

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年	月	日	会議名等	内容
30年	10月	3日	平成30年度第1回 策定推進委員会 (庁内委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な施策の平成29年度実施状況及び平成30年度実施計画について</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査等について</li> </ul>
	10月	10日	平成30年度第1回 子ども・子育て会議 (庁外委員)	
	11月	14日	第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査	就学前児童及び小学校児童の保護者等を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施 (11月14日～12月6日)
元年 (31年)	1月	29日	平成30年度第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査の結果(速報)について</li> <li>・幼児教育・保育の無償化の概要について</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画の構成について</li> </ul>
	2月	4日	平成30年度第2回 子ども・子育て会議	
	5月	21日	令和元年度第1回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査報告書</li> <li>・今後のスケジュール(予定)</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画第1章～第3章(案)</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画第4章～第6章構成(案)</li> <li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について(国の手引きに基づく算出結果)</li> </ul>
	5月	28日	令和元年度第1回 子ども・子育て会議	

年	月	日	会議名等	内容
元年 (31年)	7月	26日	令和元年度第1回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）の平成31年4月における実施状況について</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）（案）について</li> <li>・認定こども園への移行特例について</li> <li>・夜間保育所の設置について</li> </ul>
	7月	30日	令和元年度第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な施策の平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画</li> <li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供体制の点検・評価</li> </ul>
	8月	1日	令和元年度第2回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画第1章～第3章修正（案）</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画第4章（案）</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画第5章・第6章（案）</li> </ul>
	8月	22日	令和元年度第3回 策定推進委員会 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
	8月	29日	令和元年度第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメントの実施について</li> <li>・幼児教育・保育の無償化について</li> </ul>
	10月	31日	令和元年度第4回 策定推進委員会 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針の改正等に伴う第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正について</li> </ul>
	11月	11日	令和元年度第4回 子ども・子育て会議 （書面開催）	
	12月	23日	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二期子ども・子育て支援事業計画素案」について （12月23日～1月27日）</li> </ul>

年	月	日	会議名等	内容
2年	2月	18日	令和元年度第5回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について</li> <li>・第二期子ども・子育て支援事業計画の素案修正内容について</li> </ul>
	2月	20日	令和元年度第5回 子ども・子育て会議	
	3月	16日	市長報告	子ども・子育て会議会長が市長に計画案を報告

## 鹿児島市子ども・子育て会議条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

### (庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来局こども政策課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2区分の欄中「社会福祉審議会」の次に「子ども・子育て会議」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

付 則(平成26年12月22日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年2月4日規則第9号で、平成27年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正前の鹿児島市子ども・子育て会議条例第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定により、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(同法第17条第3項の規定によるものに限る。)を調査審議することができる。

(鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 3 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成28年3月22日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月18日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(鹿児島市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 2 鹿児島市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉局こども未来部こども政策課」を「こども未来局こども政策課」に改める。

鹿児島市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

選任区分	委員名	職名等	備考
公募市民	中原 和歌子	—	
	益山 恵美子	—	
	小出 志織	—	
	上原 志津子	—	
	小森 友美	—	
学識経験者	前原 寛	鹿児島国際大学福祉社会学部非常勤講師	会長
	樋渡 三保子	やまびこ医療福祉センター医師	副会長
	平嶋 慶子	鹿児島女子短期大学児童教育学科准教授	
	根路銘 安仁	鹿児島大学医学部保健学科教授	
保育教育 関係団体	青木 和彦	鹿児島市保育園協会理事長	
	富永 宏	鹿児島市私立幼稚園協会会長	
	牧 浩寿	鹿児島市小学校長会長	
	精松 基	鹿児島市児童クラブ連絡協議会運営研究会委員	
	西蔭 美和	鹿児島市医師会理事	
保健医療福祉 関係団体	榎木 隆一	鹿児島市歯科医師会副会長	
	竹井 昌嗣	鹿児島市薬剤師会常務理事	
	園田 良子	鹿児島県看護協会助産師職能理事	
	森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事	
	米山 昭規	鹿児島市社会福祉協議会副会長	
各種団体	内村 きぬ子	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	原田 弘子	鹿児島市母子寡婦福祉会代表理事	
	銚之原 昌	鹿児島子どもの虐待問題研究会会長	
	田淵 千春	鹿児島市 PTA 連合会特別支援部会長	
	田中 新吾	株式会社山形屋人事部長兼人事課長	
	伊藤 緒理依	鹿児島市子育てサークル連絡協議会会長	

※上記委員・所属団体・役職は、令和2年2月20日現在のものです。

## 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査検討及び計画の進行管理をするため、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査検討
- (2) 計画の進行管理。
- (3) その他計画の策定及び計画の進行管理に関し必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、こども未来局次長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来局こども政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。  
(かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱（平成16年3月31日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

別表（第3条関係）

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会委員

総務局総務部人事課長

企画財政局企画部政策推進課長

企画財政局財政部財政課長

市民局市民文化部男女共同参画推進課長

健康福祉局福祉部地域福祉課長

健康福祉局福祉部障害福祉課長

健康福祉局谷山福祉部福祉課長

保健所保健政策課長

保健所保健予防課長

こども未来局こども政策課長

こども未来局保育幼稚園課長

こども未来局母子保健課長

こども未来局こども福祉課長

こども未来局こども支援室長

産業局産業振興部雇用推進課長

市立病院事務局総務課長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部保健体育課長

教育委員会事務局教育部青少年課長

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年7月

発行 鹿児島市

編集 鹿児島市こども政策課

鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1514